

○幹部候補生等の募集及び採用業務実施要領について(通達)

昭和53年 6 月20日

海幕人第2505号

改正 昭和63年12月15日 海幕総務第6505号〔防衛庁組織令等の一

部改正に伴う関連通達の一部変更について20項による改正〕

平成元年 6 月 9 日海幕人第2886号〔第 1 次改正〕

平成 8 年 6 月28日海幕人第3011号〔第 2 次改正〕

平成10年12月 8 日海幕人第5330号〔第 3 次改正〕

平成12年 3 月30日海幕人第1613号〔第 4 次改正〕

平成12年12月 8 日海幕人第5839号〔第 5 次改正〕

平成15年 5 月26日海幕人第3070号〔第 6 次改正〕

平成18年 3 月27日海幕人第2007号〔第 7 次改正〕

平成19年4月 9 日海幕総務第2533号〔一般曹候補生である自衛

官の任用等に関する訓令の制定に伴う関連通達の一部変更

について(通達) 1 項による改正〕

平成19年 7 月31日海幕人第5446号〔第 8 次改正〕

平成23年10月14日海幕人第7844号〔第 9 次改正〕

平成25年 2 月 1 日海幕人第1347号〔第10次改正〕

平成27年10月 1 日海幕人第 286号〔第11次改正〕

令和 2 年 3 月13日海幕人第 142号〔第12次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

幹部候補生等の募集及び採用業務実施要領について (通達)

標記について、幹部候補生等の募集及び採用業務実施に関する協定(50. 6. 2)によるほか、別紙のとおり定める。

なお、海幕人第13号 (41. 1. 5)は、廃止する。

添付書類：別紙

別 紙

幹部候補生等の募集及び採用業務実施要領

1 趣旨

次に掲げる者を募集し、採用する場合、海上自衛隊が担当すべき業務並びに他の自衛隊又は自衛隊地方協力本部が担当する業務に対する支援について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 一般幹部候補生及び医科・歯科・薬剤科幹部候補生 (自衛隊貸費学生から幹部候補生として採用すべき者を除く。)
- (2) 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生
- (3) 航空学生
- (4) 一般曹候補生

- (5) 医科・歯科幹部
- (6) 技術海上幹部及び技術海曹
- (7) 自衛隊貸費学生

2 用語の意義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 担当方面総監 試験場所在地をその警備区域とする方面総監をいう。
- (2) 担当地方協力本部長 試験場所在地をその担当区域とする自衛隊地方協力本部長をいう。
- (3) 試験協力部隊等 他の自衛隊又は自衛隊地方協力本部が担当する試験について協力する部隊等をいう。

3 試験担当者等

試験担当者及びその者の行う業務は次のとおりとする。

試験区分	試験担当者	試験担当者の業務
医科・歯科幹部	別に指定する部隊・機関の長及び海上幕僚監部の部長とし、年度業務に示す。	(1) 試験場を設置する。
技術海上幹部・技術海曹		(2) 試験班を編成し、試験を実施する。 一般・医科・歯科・薬剤科幹部候補生及び航空学生の第2次試験の派出については、その都度定める。 ア 筆記試験を実施した場合の採点は行わない。
一般・医科・歯科・薬剤科幹部候補生 (第2次試験)		イ ロ述試験の評定結果により総合評定を行う。 ウ 身体検査の結果により合否の判定を行う。
航空学生 (第2次試験)		エ 適正検査を実施した場合、採点を行うが合否の判定は行わない。
一般幹部候補生の飛行要員 (第3次試験)		(3) 身体検査の判定結果を受験者名簿に記入する。
航空学生 (第3次試験)		業務の細部について、別途指示する。

4 試験協力部隊等

試験支援担当者は、別に示すものとし、担当方面総監又は担当地方協力本部長の要

請を受け、次の業務を行う。

- (1) 試験場の設置
 - (2) 試験官等の派出
 - (3) その他試験の実施に必要な事項
- 5 幹部候補生等採用試験問題作成委員会の委員
- 幹部候補生等の募集及び採用業務実施に関する協定(50. 6. 2)第10条第6項の規定に係る幹部候補生等採用試験問題作成委員会は、次のとおりとする。
- (1) 常任委員
海幕人事教育部
人事計画課の幹部自衛官
 - (2) 専門委員
その都度、指定する。
- 6 技術海上幹部及び技術海曹採用試験問題作成委員会の設置運営要領
- 付紙第1のとおり。
- 7 試験担当者の作成書類及び提出先等
- 付紙第2のとおり。
- 8 関係文書等の保存期間
- 採用選考に係る文言等の保存期間は、別に定めるものを除き1年とする。
- 9 その他
- その他細部事項は、その都度定める。

付紙第1

技術海上幹部及び技術海曹採用試験問題作成委員会設置運営要領

1 設 置

技術海上幹部及び技術海曹の採用試験問題を作成するため、技術海上幹部及び技術海曹採用試験問題作成委員会を設置する。

2 委員会の組織

委員会は、委員長、常任委員、所要の専門委員及び庶務委員をもって構成する。

(1) 委員長

海幕人事教育部人事計画課長

(2) 常任委員

ア 技術海上幹部採用試験問題

海幕首席衛生官付衛生官(医務担当)

同 人事教育部人事計画課募集推進室長

同 装備計画部装備需品課企画班長

同 装備計画部艦船・武器課艦船技術班長

同 装備計画部航空機課航空技術班長

イ 技術海曹(免許)採用試験問題

海幕首席衛生官付衛生官(医務担当)

同 人事教育部人事計画課募集推進室長

同 指揮通信情報部指揮通信課指揮通信班長

同 防衛部施設課施設班長

(3) 専門委員

その都度指定する。

(4) 庶務委員

海幕人事教育部人事計画課募集推進室の幹部自衛官（相当の事務官等を含む。）

3 委員長等の任務

(1) 委員長は、委員会の任務を統括する。

(2) 常任委員は、専門委員の作成した試験問題案を審議する。

(3) 専門委員は、担当区分ごと試験問題案を作成する。

(4) 庶務委員は、委員長の命を受け庶務的事項を処理する。

4 試験問題案の作成

委員長は、専門委員に対し作成時期、問題数等所要の事項を示し、問題案の作成を指示するものとする。

5 試験問題の審議

(1) 審議は、会議により実施するものとする。

(2) 委員長は、常任委員及び所要の専門委員を招集し、専門委員からの答申を受け、問題案の審議を行うものとする。

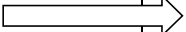
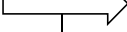
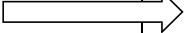
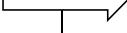
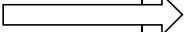
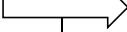
6 試験問題の報告

委員長は、審議を終了した試験問題について、海上幕僚長に報告するものとする。

付紙第2

試験担当者が担当方面総監から受理すべき書類及び送付すべき書類並びに送付先

書類経由者 志願区分	担当方面総監	試験担当者	海上幕僚長
一般・医科・ 歯科・薬剤科 幹部候補生	志願票 1部 第2次試験受験予定者 名簿 2部	送付 受理 (第2次試験) 志願票 1部 受験者名簿 1部 口述試験評定票 身体検査票 面接カード 小論文試験解答用紙	送付
航空学生	志願票 1部 第2次試験受験予定者 名簿 2部 筆記試験解答用紙 適性検査(1次)答案 第2次試験受験予定者名簿 2部	送付 受理 (第2次試験) 志願票 1部 受験者名簿 1部 口述試験評定票 身体検査票 面接カード 適性検査(2次)答案	送付

医科・ 歯科幹部	志願票・写 2部 受験予定者名簿 2部 医師免許証写 1部 最終学校卒業証明書 1部 最終学校成績証明書 1部	送付  受理	志願票・写 2部 受験者名簿 2部 口述試験評定票 身体検査票 面接カード 医師免許証写 1部 証明書等 筆記試験答案用紙	送付 
技術 海上幹部	志願票 1部 受験予定者名簿 2部 最終学校卒業証明書 1部 最終学校成績証明書 1部 技術関係免許証写 (該当者のみ。) 1部	送付  受理	志願票 1部 受験者名簿 1部 口述試験評定票 身体検査票 面接カード 筆記試験答案用紙 証明書等	送付 
技術海曹	志願票 1部 受験予定者名簿 2部 技術関係免許の写又は 高等専門学校、短期大 学の卒業証明書及び成 績証明書 各1部	送付  受理	志願票 1部 受験者名簿 1部 口述試験評定票 身体検査票 面接カード 筆記試験答案用紙 証明書等	送付 

注：技術海上幹部・技術海曹の受験者については、相当方面総監から志願票1部が別途海上幕僚長あて送付される。